

事務連絡
平成24年8月6日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校に設置している遊具の安全確保について

平成24年7月11日（水）午後10時頃、地区公園に蛍見物に訪れた24歳女性が、ベンチ座面の端に縦方向から膝を掛けたところ、膝を掛けた板が跳ね上がり、この板により口を強打し、唇裂傷、上顎骨折及び歯3本脱臼、1本破折、1本ひび及び左足を負傷する事故が発生し、別紙のとおり、国土交通省から各都道府県及び政令指定都市都市公園管理担当課長に対し、事務連絡が発出されましたので、参考のため送付します。

学校に設置している遊具については、従来より、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、今回の報告があったことを踏まえ、別添1を参考に、類似遊具について適切な安全点検を行うなど、遊具の安全管理に努めるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会学校施設主管課及び安全主管課におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全係
T e l 03-5253-4111（内線2917）

事務連絡

平成24年7月26日

各都道府県及び政令指定都市
都市公園管理担当課長様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 企画専門官

公園施設の安全管理の強化について

平成24年7月11日（水）午後10時頃、地区公園に蛍見物に訪れた24歳女性が、ベンチ座面の端に縦方向から膝を掛けたところ、膝を掛けた板が跳ね上がり、この板により口を強打し、唇裂傷、上顎骨折及び歯3本脱臼、1本破折、1本ひび及び左足を負傷する事故が発生したので、別添のとおりお知らせする。

当該ベンチは、昨年10月、公園管理者による同公園の日常点検において座面の板4枚のうち1枚の板のボルトが外れていたことが判明し、当該座面の板を接着剤で補修していたが、この補修した板により事故が発生したものである。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（以下、「指針」という）では「4-3（1）点検手順に従った確実な安全点検」において、「日常点検においては、構造部材についてはぐらつきや、腐食・腐朽が進みやすい基礎部分の状態などに、また、消耗部材については、部材の脱落・消失、破損がないか、変形や摩耗の有無、度合いなどに、着眼して行う」こととしている。

今回事故が発生したベンチについては、指針の対象ではないが、貴職におかれては、必要に応じて指針の内容も参考としつつ、日常点検等の確実な実施による公園施設の安全対策に万全を期し、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されたい。

【事故の概要】

■ 発生日時 平成 24 年 7 月 11 日（水）

■ 発生場所 人口約 80 万人の都市

■ 発生公園 地区公園

- 状 況
- ・ 午後 10 時頃、蛍見物に訪れた 24 歳女性が、ベンチ座面の端に縦方向から膝を掛けたところ、膝を掛けた板が跳ね上がり、この板により口を強打し、唇裂傷、上顎骨折及び歯 3 本脱臼、1 本破折、1 本ひび及び左足を負傷する怪我を負った。
 - ・ 当該ベンチは、昨年 10 月、公園管理者による同公園の日常点検において座面の板 4 枚のうち 1 枚の板のボルトが外れていたことが判明し、当該座面の板を接着剤で補修していたが、この補修した板により事故が発生したものである。
 - ・ 事故発生後、当該ベンチは使用禁止とし、今後、ベンチ自体を撤去し交換する予定。

■ 事故関連写真等



事故発生時の状態